



ごみは排出ルールを守り、正しく出しましょう

## お引っ越しの際は 手続きをお忘れなく

春は転勤や進学などで引っ越しが多くなる季節です。住所が変わると下記のような手続きが必要になります。  
※下表の赤字は届け出の際に必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。 清田区役所 ☎ 889-2400

	転出(清田区から市外へ)	転入(市外から清田区へ)	札幌市内・清田区内での異動	詳細
住民票・印鑑登録・転校など	住所の変更(住民票の異動)  届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など) →転出証明書を発行しますので新住所地で転入の届け出を。	転出先の住所を確認の上、転出届。 *転出前、または転出後14日以内に届け出 届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など) →転出証明書を発行しますので新住所地で転入の届け出を。	住民異動届(転入届)。 *転入後14日以内に届け出 前住所地で発行した転出証明書・届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など) 新住所は○番○号(または番地)まで、アパート・マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認して届け出してください。	新住所地の区役所で住民異動届(区間異動・転居届)。 *転居後14日以内に届け出 届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など)
	印鑑登録	転出前に印鑑登録証の返還(登録は転出届により自動的に廃止)。 <b>印鑑登録証</b>	新たに登録の手続き。 <b>登録印鑑・本人を確認できる書類(事前にお問い合わせください。)</b>	住民異動届により自動的に住所が変更されます。
	転校(小・中学校)	今までの学校から在学証明書と教科書給付証明書をもらい、転出先で手続き。	前の学校で発行した在学証明書を住民異動届とともに提出。 <b>在学証明書</b> →入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校で手続き。	
国民健康保険・介護保険・国民年金	国民健康保険	転出前に脱退の手続き、保険証の返還。 <b>印鑑・国民健康保険証・納付通知書</b>	新たに加入の手続き。 *転入後14日以内に届け出 保険料の口座振替をする方は印鑑(通帳使用印)・預金通帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 *転入後14日以内に届け出 <b>印鑑・国民健康保険証・納付通知書</b>
	介護保険	保険証の返還。要介護認定(申請中も含む)の方は、受給資格証明書の交付の手続き。 <b>印鑑・介護保険証・納付通知書</b>	要介護認定を受けていた方は、加入の手続き。 *転入後14日以内に届け出 <b>印鑑・受給資格証明書</b>	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 *転入後14日以内に届け出 <b>印鑑・介護保険証・納付通知書</b>
	国民年金	加入者 新住所地で住所変更の手続き。 受給者 住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の社会保険事務所へ郵送。	住所異動届により自動的に住所が変更されます。  住所・支払機関変更届(はがき)を、新さっぽろ社会保険事務所(〒004-8558 厚別区厚別中央2条6丁目4-30 ☎ 892-9310)へ郵送してください(厚生年金受給者も同様です)。変更届(はがき)は区役所年金係にも置いてあります。	
児童手当・敬老手帳・医療費の助成など	児童手当	転出前に消滅の手続き。 <b>印鑑</b>	新たに認定の手続き。 <b>印鑑、手当の振込み先口座が分かるもの、平成14年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明</b>	住民異動届により自動的に住所が変更されます。
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の手続き。 <b>印鑑・手当証書</b>	住所変更の手続き。 <b>印鑑・手当証書</b>	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 <b>印鑑・手当証書</b>
	各種医療費の助成 (乳幼児・老人・重度障害・母子)	転出前に受給者証の返還。 <b>受給者証</b>	新たに申請手続き。 <b>印鑑・健康保険証・重度障害の方は身体障害者手帳(平成14年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明が必要な場合があります。)</b>	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 <b>受給者証</b>
	身体障害者手帳 療育手帳	福祉バス・福祉タクシーチケット・自動車燃料助成券(4月以降に転出する方)の返還(6番窓口)。 <b>バス・チケット・助成券</b>	住所変更の手続き。 <b>手帳・療育手帳の場合は本人の顔写真</b>	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 <b>手帳</b>
	特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の手続き。 <b>印鑑</b>	住所変更の手続き。 <b>印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳</b>	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 <b>印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳</b>
	敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還。 <b>敬老手帳</b>	新たに申請手続き。 <b>健康保険証など生年月日を確認できるもの</b>	ご自分で新住所を記入してください。
	敬老バス (70歳以上の方)	敬老バスの返還。 <b>敬老バス</b>	住民異動届提出後に案内通知を送付します。	そのままご利用ください。
市税	軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 軽自動・軽二輪車(125cc超250cc以下)	廃車の手続き。 <b>印鑑・運転免許証・ナンバープレート・標識交付証明書</b>	新たに登録手続き。 <b>印鑑・廃車証明書・運転免許証・販売証明書</b>
	小型二輪車税	転出先の陸運支局で手続き。	札幌運輸支局(東区北28条東1丁目 ☎ 731-7169)で手続き。 *時間外のお問い合わせは ☎ 721-5489(テレホンサービス)へどうぞ。	
	固定資産税	土地、建物などの所在地の市町村へ住所変更の連絡をしてください(電話かはがきでも結構です)。		
				課 稅 課 2 階